

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本事業に係る契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

令和5年11月20日

世田谷区

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

令和6年度教育広報紙「せたがやの教育」編集業務委託

#### (2) 業務内容

読者の拡充及び手にとりやすい紙面をめざし、より一層の効果的な紙面構成、配色、写真やイラストの活用等のデザイン・編集技術など専門的見地を持つ編集業者に、令和6年度教育広報紙「せたがやの教育」第121号～第123号の編集を委託する。

#### (3) 履行期間

令和6年4月下旬から令和7年3月末

### 2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
  - ①履歴事項全部証明書
  - ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
  - ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）
  - ④財務諸表（過去2年間）
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4. 提案書を特定するための評価項目

以下の評価基準に基づき、提案説明会（プレゼンテーション）及び提案書等により総合的に審査を行い、契約優先交渉権を選定する。

- (1) 企画概要・編集コンセプト
- (2) 過去に5年おける類似業務の実績
- (3) 区との連絡体制、突発的事態等に対する体制、個人情報等の管理体制
- (4) デザイン・編集等技術能力
- (5) 見積額の妥当性
- (6) 行政広報や区の教育行政に対する理解

## 5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき選定委員会にて審査し選定する。

## 6. 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局 教育政策・生涯学習部 教育総務課

教育計画・事務調整担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2745 FAX 03(5432)3028

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和5年11月20日（月）午前9時から12月4日（月）午後5時まで

（窓口では土・日曜日、祝日を除く）

交付場所及び方法：区ホームページからダウンロード又は

世田谷区教育委員会事務局 教育政策・生涯学習部

教育総務課 窓口で配布

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/004/d00206883.html>

### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和5年12月4日（月）午後5時まで

提出場所：世田谷区教育委員会事務局 教育政策・生涯学習部 教育総務課

教育計画・事務調整担当

提出方法：持参でのみ受け付ける。

### (4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：令和6年1月10日（水）午後5時まで

提出場所：世田谷区教育委員会事務局 教育政策・生涯学習部 教育総務課

教育計画・事務調整担当

提出方法：持参でのみ受け付ける。

## 7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 令和7年度及び令和8年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び、令和6年度の業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

世田谷区教育委員会事務局 教育政策・生涯学習部 教育総務課 教育計画・事務調整担当

(6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(8) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

- (10) 提案者から出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (12) 詳細は説明書による。